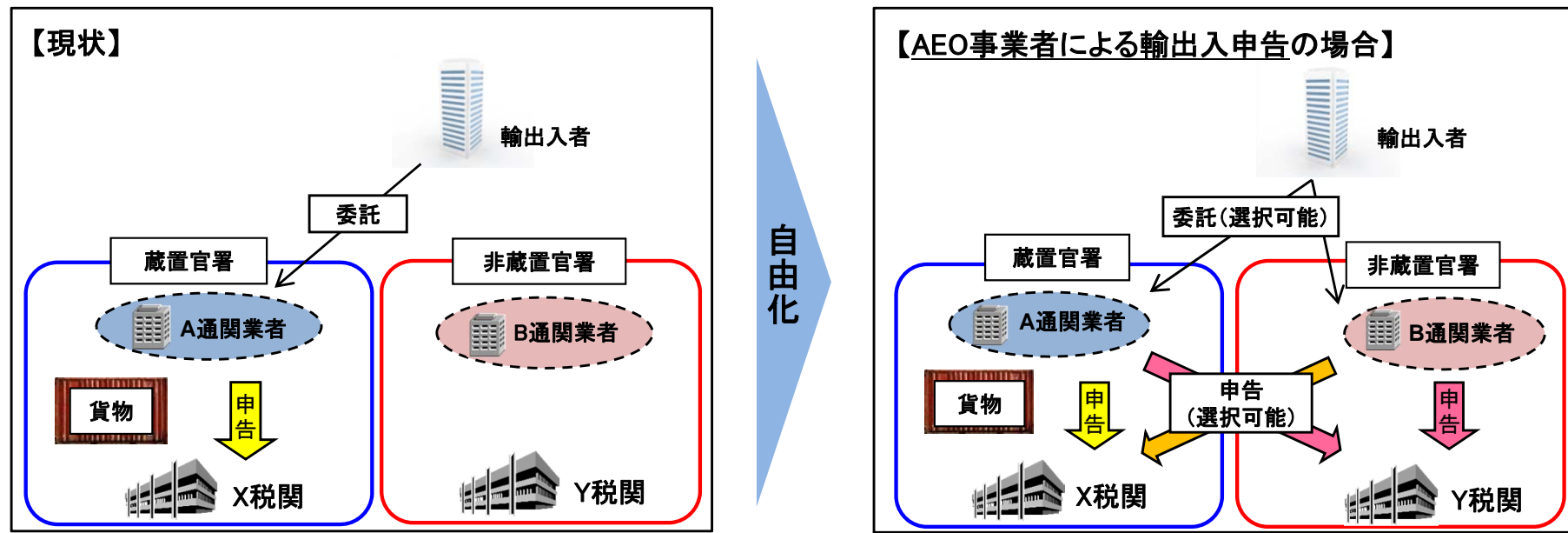


【参考】 輸出入申告官署の自由化の概要



- 貨物の輸出入申告は、蔵置官署(貨物が置かれている場所を所轄する税関官署)に対して行うことが原則。
- 他方、通関の適正性及び業務処理の効率性を損なわない範囲で、貨物の場所に関わらず、いずれの税関官署に対しても輸出入申告を行うことを可能にすれば、貿易関係事業者の事務の効率化やコスト削減を図ることができ、貿易円滑化に資する。
- このため、蔵置官署に対して輸出入申告を行う原則は維持しつつ、AEO事業者(輸出入者、通関業者)については、いずれの税関官署に対しても申告できることとする。【関税法の改正】

- 申告官署の自由化に伴い、通関業の営業区域制限を廃止する。【通関業法の改正】

【参考】 輸出入申告官署の自由化にかかる関税法改正のポイント

輸出申告の特例

- 特定輸出者(AEO輸出者)、特定委託輸出者(輸出通関手続をAEO通関業者に委託した者。)、特定製造貨物輸出者(AEO製造者が製造する貨物を輸出する者。))が、いずれかの税関長に対して輸出申告をすることができる旨を規定。(関税法第67条の3)

輸入申告の特例

- 特例輸入者(AEO輸入者)、特例委託輸入者(輸入通関手続をAEO通関業者に委託した者。))が、いずれかの税関長に対して輸入申告をすることができる旨を規定。(関税法第67条の19)

貨物の検査に係る権限の委任

- 税関長は、申告に係る貨物が他の税関長の所属する税関の管轄区域内にある場合で、検査を行う必要があると認めるときは、当該他の税関長に対し検査に係る権限を委任することができる旨を規定。
(関税法第68条の2)

→ 税関における「審確(審検)分離」の処理体制。

施行期日

- 輸出入申告官署の自由化、通関業法改正に伴う規定は公布の日から二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する旨を規定。(改正法附則第1条)
→ 平成29年度のNACCS更改時とし、十分な周知期間を設ける。

(1) 対象となる貨物【政令】

- 基本的に全ての貨物を申告官署の自由化の対象とするが、自由化の対象としない貨物を指定。
 - ・ 輸出貿易管理令に定める武器関連物資等 → 輸出申告の特例を適用しない
(関税法施行令第59条の8)
 - ・ MDA協定(日米相互防衛援助協定)該当貨物 → 輸出入申告の特例を適用しない
(関税法施行令第59条の8、第59条の21)
- (※) ワシントン条約該当貨物は、対象貨物が指定官署に蔵置されている場合に、いずれかの指定官署に輸入申告を行うことが可能。

(2) 特定輸出者等の輸出手続、特例輸入者等の輸入手続【政令】【省令】

- 輸出入申告の特例の適用を受ける場合は、原則として電子情報処理組織(NACCS)を使用してその申告及び関係書類の提出を行わなければならない旨を規定(※)。 (関税法施行令第59条の7、第59条の20)
- (※) 電子通信回線の故障その他の事由により、NACCSを使用しなくてもよい場合を、省令で規定。
(関税法施行規則第7条の6、第9条)

(3) 修正申告書及び更正請求書の提出先【政令】

- 修正申告書、更正請求書は、輸入(納税)申告等を行った税関長に対して行う旨規定。

(関税法施行令第4条の16、第4条の17)

(4) 関税等の軽減、免除又は払戻し等を受けるための書類等の提出先【政令】

- 関税等の軽減、免除又は払戻し等を受けるための書類等の提出先は、輸出入申告をする税関長又は輸出入を許可した税関長となる旨規定。(関税暫定措置法施行令第23条、第33条の5 等)

(5) 国際郵便物を取り扱う外郵便官署における手続【政令】

- 外郵便官署は、大量の郵便物を迅速かつ効率的に通関することが要請されていることから、郵便物以外の貨物の輸出入申告を取り扱わないこととする。(※)(関税法施行令第92条)

(※) 税関官署(外郵便官署)を指定する告示を制定。(平成28年6月財務省告示第194号)